

さいたまブロンコスパートナー利用規約

本規約は、株式会社ブロンコス 20(以下、「当社」といいます。)が運営するバスケットボールチーム「さいたまブロンコス(The Saitama Broncos)」(以下、「本チーム」といいます。)に関し、パートナーに適用される諸条件を定めるものです。

第1条(目的)

本規約は、パートナーが、本チーム運営事業を協賛し、当社が本チームの活動においてパートナーの社名の掲出等を行うことにより、パートナーと当社相互の事業活動の進展を図るとともに、埼玉県におけるバスケットボールの普及・振興、スポーツ文化の振興、及び地域の活性化に寄与するため、本チームのパートナーとなること、及びその内容を定めることを目的とします。

第2条(本契約の成立)

1. パートナーになろうとする者(以下、「申込者」といいます。)は、本規約の内容に同意の上、当社所定の申込書を当社に提出するものとします。
2. 当社が前項の申込を承諾した時点で、申込者はパートナーとなり、パートナーと当社との間に本規約及び申込書の内容に基づく契約(以下、「本契約」といいます。)が成立するものとします。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みを承諾しない場合があります。

当社グループに関する金銭債務の不履行、その他の契約等に違反したことがある
とき

申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入漏れがあったとき

金銭債務その他の債務の履行を怠るおそれがあるとき

その他当社が不相当と判断したとき

第3条(特典)

当社がパートナーに対し付与する権利(以下、「特典」といいます。)の内容、詳細、および諸条件については、当社所定の申込書または当社とパートナーが別途合意する書面(電子的なものを含みます。)に定めるものとします。

第4条(協賛料等)

1. パートナーは、当社に対し、前条の特典付与の対価として、申込書に記載された協賛料を支払います。

2. パートナーは、当社に対し、当社から請求書を受領した月の翌月末日までに、前項の協賛料を当社の指定する請求書記載の銀行口座に振り込み送金する方法により支払うものとします。なお、振込手数料はパートナーの負担とします。
3. パートナーは、本契約成立後、理由の如何を問わず、協賛期間の途中で退会（解約）することはできず、当社は受領した協賛料の返金は一切行いません。

第5条（有効期間）

本契約の有効期間は、申込書において当社とパートナーが合意した期間とします。

第6条（権利及び義務譲渡の禁止）

パートナー及び当社は、相手方の書面による承諾なくして、本契約に関連して発生する権利及び義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又は承継させてはなりません。

第7条（運営権が移転する場合）

当社が、本チームを運営する権利を譲渡その他の事由により第三者に移転する場合、当社は、当該第三者がパートナーとの間で本契約と同一内容の契約を締結するよう努めるものとします。

第8条（契約解除）

1. パートナー及び当社は、相手方に以下の事由の一が生じた場合には、何らの通知催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - 申込書その他の書類に故意又は重過失による虚偽記載又は記入漏れがあった場合。
 - 協賛料の支払期日から10日以上経過しても支払がない場合
 - 自ら振出し又は引受けた手形又は小切手が不渡りになり、その他、支払不能の状態が生じた場合。
 - 破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申立を行った場合。
 - 重要な財産について、差押、仮差押又は仮処分を受けた場合。
 - その他、債務の履行が困難であると認めるに足る相当の事由が生じた場合。
2. パートナー及び当社は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、当該違反の是正を書面により指摘し、その後相当期間以内に是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - 本契約の条項の一にでも違反した場合（前項各号に定める場合を除く。）
 - 自己の信用、イメージを著しく失墜させ、又は相手方の信用、イメージを著しく失墜させた場合。
 - その他、本契約の目的を著しく害する行為があった場合。

3. 前二項の解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げません。

第9条 (秘密保持)

パートナー及び当社は、本契約の内容及び本契約を履行するに当たって知得した相手方及びその顧客その他の関係者に関する情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示してはなりません。但し以下の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

当該情報を取得した時点において既に公知であった情報。

当該情報を取得した時点で、既に知っていた情報。

当該情報を取得した後に、取得者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。但し、公知となった後の開示に限ります。

当該情報を取得した後に、取得者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報。

第10条 (損害賠償)

パートナー及び当社は、本契約上の義務に違反して、相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、現実に発生した通常かつ直接の損害を賠償するものとします。なお、パートナー又は当社から相手方に対する損害賠償については、本契約締結時から賠償義務発生時まで、パートナーが当社に対し支払った協賛料を上限とします。

第11条 (不可抗力による免責)

当社は、天候不良等の正当な理由による対象試合の中止、災害、台風、天災地変等の不可抗力、戦争、紛争、ウイルス等の感染症による緊急事態宣言やそれと同等の措置が取られた場合、及びそれらに準ずる無観客試合、その他自己の責めに帰すべからず事由によって、第3条に掲げるパートナーの特典が不能となった場合は、本契約に一切の変更を及ぼさないものとし、また、パートナーに対する損害賠償責任を負わないものとします。但し、当社は誠意をもってパートナーの特典の代替を検討しパートナーと協議します。

第12条(反社会的勢力の排除)

1. パートナー及び当社は、相手方当事者に対して、自社（自社の役員、実質的に経営権を有する者及び経営に実質的に関与している者を含む。以下、本項において同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等(以下、「暴力団員等」という。)

であること。

暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

暴力団員等又は前各号のいずれか一にも該当する者又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人と人的・資金的・経済的に深い関係を有すること。

その他前各号に準ずる者であること。

2. パートナー及び当社は、相手方当事者に対して、自社又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いる行為。

違法行為又は不当要求行為。

業務を妨害する行為。

名誉や信用等を毀損する行為。

その他前各号に準ずる行為。

3. パートナー及び当社は、第1項の表明が真実と異なるか不正確であることが判明した場合、又は前二項のいずれかに違反した場合は、何ら催告なく、相手方当事者により本契約に基づく取引が停止され又は本契約が解除されても一切異議を申し立てず、また相手方当事者に対し損害の賠償若しくは損失の補償を求めないとともに、これらにより相手方当事者に損害が生じた場合は、これを賠償するほか自社において一切の責任を負うことを確約します。

第13条 (本規約の変更)

1. 当社は、当社の判断により、本規約を変更することができます。
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の1ヶ月前までに、変更後の本規約の内容を当社の公式ホームページへの掲示その他当社所定の方法によりパートナーに通知するものとします。
3. 前項の効力発生時期の到来をもって、変更後の本規約が適用されるものとします。

第14条(個人情報等の取扱い)

当社は、申込書に基づきお預かりした情報(個人情報を含みます。)を、パートナーへ

の連絡、通知、及び本契約の履行のために利用させていただきます。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、パートナー及び当社はいずれも誠意をもって協議の上、これを解決しなければなりません。

第16条（裁判管轄）

本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

2026年1月23日 制定